

高野桶管操作要領

目 次

第1章 総則（第1条、第2条）

第2章 橋門の操作の方法等（第3条～第6条）

第3章 洪水警戒体制（第7条～第9条）

第4章 雜則（第10条～第14条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 茨城県水海道市高野町地先利根川水系鬼怒川高野樋管（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、鬼怒川の洪水の排水路への逆流を防止するとともに排水路の流水を鬼怒川に排水することにより、排水路の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第2章 樋門の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 下館工事事務所長（以下「所長」という。）は、茨城県水海道市本町地先の鬼怒水海道観測所において測定した鬼怒川の水位（標高9.07メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下「鬼怒水海道水位」という。）が2.00メートル以上あるときは、次の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

- 一 鬼怒川から排水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- 二 鬼怒川から排水路へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを全閉すること。
- 三 前号により樋門のゲートを全閉している場合において、樋門の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、鬼怒水海道水位が2.00メートル未満のときは、樋門のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前二条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作した内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第7条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 鬼怒水海道水位が1.00メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 二 その他、洪水の発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋門及び樋門を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。関係機関とは水海道市建設課とする。
- 四 その他樋門の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雜則

(点検及び整備)

第10条 所長は、樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等については、「河川管理施設等点検実施要領（案）」（平成元年3月31日建関河管第32号、建関機第35号）により、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第11条 所長は、鬼怒川水位その他樋門を操作するため必要な事項を観測するものとし、観測は毎正時に行うものとする。

(記録)

第12条 所長は、樋門の管理に関する事項については、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ゲートの操作に関する記録
- 二 気象及び水象に関する記録
- 三 その他

2 前項の記録簿は、別紙様式1から3までのとおりとする。

3 所長は、毎年2月末日までに前年の記録を関東地方建設局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(報告)

第13条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかに局長に報告するものとする。

- 一 要領第5条に定める操作を行ったとき。
- 二 樋門及び樋門の附属設備に異常が認められたとき。
- 三 その他事故等が発生したとき。

(所長への委任)

第14条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定める。

附　　則

この操作要領は、平成7年10月3日から施行する。